

平成28年12月20日

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

提出者 米原市議会議員 藤 田 正 雄

賛成者 米原市議会議員 中 川 雅 史

原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり米原市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

## 原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書

福島原発事故から5年9ヶ月が経ちましたが、収束の見通しは立っていません。放射能汚染などのため、全国で14万1000人（復興庁9月30日発表）の住民が避難を余儀なくされています。滋賀県防災危機管理局によると、9月23日現在、滋賀県には全体で212人、福島県から155人の方が避難しておられます。また米原市にも1世帯が避難されています。

これまで、避難指示がなく避難した「区域外避難者」への支援は、無償住宅支援がほとんど唯一のものでした。しかし、政府と福島県は住民の帰還する意思や条件に関わらず、この支援を2017年3月に打ち切ろうとしています。

さらに昨年6月、政府は「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」を遅くとも2017年3月までに解除することを決め、今年6月より葛尾村、川内村、南相馬市の年間50ミリシーベルト未満の地域を解除しました。日本の法律が公衆の通常の年間線量限度を1ミリシーベルトに定めているにもかかわらず解除しました。解除されても帰還できない人たちは、「区域外避難者」になり無償住宅支援は打ち切られます。

仮に、無償住宅支援が打ち切られれば、今でも経済的に苦しい状態に置かれている避難者、特に母子避難者世帯は避難の継続が困難になります。福島県では小児甲状腺がん患者が174人も発見されており、子どもをこれ以上被ばくさせたくないという親が願うのは当然です。

事故を起こしたのは避難者ではありません。事故の犠牲者である避難者に「被ばくか貧困か」を迫るような事態は避けなければなりません。放射性セシウム137の半減期は30年と長く、命と健康を守り安心して避難生活を続けるためには、無償の住宅提供を続けることが必要です。

以上により、自主避難者に対する無償の住宅提供を来年4月以降も継続されることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

滋賀県米原市議会議

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、福島県知事、滋賀県知事